

山梨県男女共同参画推進事業者等表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、山梨県男女共同参画推進条例の規定に基づき、男女共同参画を推進する活動に積極的に取り組んでいる又は仕事や地域活動等様々な分野でチャレンジし活躍している県民若しくは事業者等を表彰するとともに、これを広く県民に周知し、男女共同参画社会の形成に向け県民意識の高揚を図る。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は次のとおりとする。

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 県民表彰 | 若干名 |
| (2) 事業者表彰 | 若干名 |
| (3) 団体等表彰 | 若干名 |
| (4) 女性のチャレンジ表彰 | 若干名 |

(表彰の基準等)

第3条 表彰の対象者は、県内に在住する個人又は所在する事業者及び団体等とし、次に掲げる表彰の種類ごとに定める活動を行っているものとする。

(1) 県民表彰

地域等において、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる個人であって、その活動が他の模範であると認められること。

(2) 事業者表彰

次に掲げるいずれかの取り組みを行っている事業者であって、他の模範であると認められること

- ①女性の採用・登用や職域拡大のため積極的な取組
- ②女性活躍のための取組
- ③男女がともに働きやすい職場環境づくりに向けた積極的な取組
- ④他の模範となる男女共同参画の推進に資する独自の・先駆的な取組
- ⑤家族経営においては、家族従業員の役割を適正に評価するとともに、経営や生産に関連する活動に共同して参画する機会を確保するための就業環境の整備を促進していること。

(3) 団体等表彰

地域や教育の場において、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる団体や学校等であって、その活動が他の模範であると認められること。

(4) 女性のチャレンジ表彰

次に掲げるいずれかのチャレンジで活躍している女性個人、女性団体・グループであって、チャレンジの身近なモデルになると認められること。

- ① 政策・方針決定過程に参画し主導的立場を担っていくことを目指すチャレ

ンジ

②新たな分野に活躍の場を広げるチャレンジ

③出産・育児後等のチャレンジ

(候補者の推薦)

第4条 県並びに市町村長及び各種団体の長は、表彰の種類により定められた別紙「山梨県男女共同参画推進事業者等表彰推薦書」様式1～様式4により候補者を推薦するものとする。

但し、事業者表彰については自己推薦ができるものとし、別紙1の調査票を添付する。

(被表彰者の選考)

第5条 知事は、被表彰者等を選考するため選考委員会を設置する。

(被表彰者の決定)

第6条 知事は、選考委員会の選考に基づき被表彰者等を決定する。

(表彰)

第7条 知事は、被表彰者等に対し、賞状と副賞を授与する。

(表彰の除外)

第8条 第3条に該当するものであっても、次に掲げるものは表彰から除外するものとする。ただし特別の事情がある場合は、この限りではない。

既に国又は県から同種の表彰を受けたもの。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年2月14日から施行する。

この要綱は、平成20年3月7日から施行する。

この要綱は、平成30年3月22日から施行する。

この要綱は、令和2年1月28日から施行する。